

【令和 7 年 5 月 26 日追記】

『「室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務」に関する提案参加者公募について』（令和 7 年 5 月 14 日公募）に係る質疑応答について、以下のとおり公表いたします。

記

Q1：

差し支えなければ、貴学のホームページ等で公開されている情報以外に、「大学案内 2027」制作にあたって参考となる資料等がございましたら、ご提供いただけますでしょうか。

A1：

室蘭工業大学「大学案内 2027」制作のための参考資料としてのみ使用することを条件に、一般選抜学力検査時に実施した受験生アンケートの結果を提供いたします。提供をご希望の場合は、「koho@muroran-it.ac.jp」までご連絡ください。

国立大学法人室蘭工業大学
入試戦略課

※『「室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務」に関する提案参加者公募について』は、次ページ以降に掲載しております。

「室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務」に関する提案参加者公募について

令和 7 年 5 月 14 日

標記の件について、提案参加者を公募しますので、参加希望者は下記担当までご連絡ください。

国立大学法人室蘭工業大学

入試戦略課入学試験係 担当：井内、来山

T E L : 0143-46-5163

F A X : 0143-45-1381

E-mail : koho@muroran-it.ac.jp

※仕様等については、次項以降に掲載

公募スケジュール

質問受付期限：5 月 22 日（木）まで

質問回答期限：5 月 26 日（月）まで

提案書類提出期限：6 月 11 日（水）17 時まで（必着）

審査・プレゼンテーション：6 月 12 日（木）～ 6 月 16 日（月）

審査結果・最終決定通知：6 月 23 日（月）まで

契約締結日 6 月 30 日（月）

※審査・プレゼンテーション以降の日程については前後する可能性がある。

※質問等がある場合は、上記担当まで受付期限内に電子メールで行うこと。

室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務
(公募型プロポーザル方式)

仕 様 書

令和 7 年 5 月

国立大学法人室蘭工業大学

(1) 件名

室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務

(2) 業務内容概要

- ①「大学案内 2027」制作に係る企画、構成、調査、取材、編集、コンテンツ更新及び印刷等完成品納入までの一切の業務を受注者に委託する。ただし、制作にあたっては本学が提示する別紙「室蘭工業大学「大学案内 2027」企画案」を基礎とするほか、本学と協議の上、受注者が行うものとする。
- ②受注者は制作完了までの制作工程表を提出するものとする。

(3) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ①国立大学法人室蘭工業大学契約事務取扱規則第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。
- ②企画提案書にて示した広報業務を実施できる者であること。
- ③令和 7 年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）で北海道地域の「役務の提供等」、又は国立大学法人室蘭工業大学における一般競争参加資格の「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。
- ④国税及び地方税等を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- ⑥室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年 12 月 16 日室蘭市条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ⑦北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日北海道条例第 57 号）第 14 条又は第 15 条に違反している事実がある者でないこと。
- ⑧本学の経理責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 公募要領等の公表期間等に関する事項

①公表期間

令和 7 年 5 月 14 日（水）～令和 7 年 6 月 11 日（水）

②交付資料（データにて公表）

- ・室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務企画提案申請書（別添様式①）
- ・参加資格確認書（別添様式②）
- ・責任者及び業務従事者の管理・実施体制等証明書（別添様式③）

(5) 提出書類及び提出部数に関する事項

①室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務企画提案申請書（別添様式①） 1 部

②室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務参加資格確認書（別添様式②） 1 部

③資格審査結果通知書の写し 1 部

④企画提案書 6 部

⑤企画提案書に示した業務を実施できることを証明する書類（確約書） 1 部

⑥制作体制に関する資料 1 部

制作を確実に履行する組織体制（体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を記載すること。（再委託先がある場合は、その組織体制及び連絡体制を記載）

⑦見積書及び内訳書（算出根拠） 1 部

他の提出書類とは別の封筒に入れ、封印すること。また、詳細な金額内訳を記載すること。（作業人員や作業時間などを記載）

⑧製作実績を証明する資料（制作実績、類似の製作物等）

⑨責任者及び業務従事者の管理・実施体制等証明書（別添様式③）

※その他、本学から提案者に対して必要な資料の提出を求めることがある。

(6) 提出に関する事項

①提出期限 令和 7 年 6 月 11 日（水）17 時 00 分

②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着のこと。）

③提出先・問合せ先

〒050-8585

室蘭市水元町 27 - 1

室蘭工業大学入試戦略課 井内・来山

T E L 0143-46-5163

E-mail koho@muroran-it.ac.jp

(7) プレゼンテーションの開催日時等

①開催日時 令和 7 年 6 月 12 日（木）から 16 日（月）

②開催場所 室蘭工業大学本部棟

③その他詳細については、企画提案者に別途通知する。

(8) 選定方法等に関する事項

本学において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を点数評価し、その点数が本学が定めた基準を満たし、かつ、その合計点数が最も高い者を業務委託候補者として選定する。

なお、業務委託候補者が二者以上あるときは、金額が安価である者を業務委託候補者と

し、それでも決定しない場合は提案者にくじを引かせ選定する。

また、選定結果は、各提案者に書面にて通知する。

(9) 事業規模（予算額）

税込 800 万円を上限とする。

(10) 納入に関する事項

①納入物品

- ・作成した大学案内パンフレットの版下となるデータファイル（Adobe 社製のソフトウェアで編集可能なもの）
- ・大学案内パンフレットの版下となる原稿作成に使用した文字データ及び画像データ
- ・撮影した写真データ
- ・大学ホームページ掲載用の冊子全体の PDF データ
- ・印刷媒体 16000 部

※データファイルについては、本学が指定する「Box」にアップロードし、納品すること。

②納入場所

室蘭工業大学入試戦略課

③納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(11) 契約締結に関する事項

①選定終了後、業務委託候補者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額については企画提案書の内容及び本学の予算額を勘案して決定するため、提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

②契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

③契約上の詳細は、本学契約事務取扱規則によるほか、明記無き事項については双方協議して定めるものとする。

(12) 再委託等の制限

提案者は、業務の一部を再委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、本学の了解を得なければならない。

(13) 著作権等

- ① 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、成果物を本学に引き渡したときに本学に移転する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。
- ② 撮影等を行う場合、提案者は肖像権について事前に当該肖像権を有する者の同意を得ること。
- ③ 提案者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 第三者等が権利を有している画像等の素材を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は提案者が行うこと。
- ⑤ 画像等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、提案者の責任において対応し、本学は責任を負わないものとする。
- ⑥ 成果物や委託業務で作成した画像等に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本学が保有するものとする。ただし、これら媒体に、提案者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合、その著作権等は、個々の著作者等に帰属するが、使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを提案者が行うものとする。
- ⑦ 本成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本学に帰属するものとする。
- ⑧ 提案者は制作にあたって著作権その他第三者の権利を使用するときは、その使用に係る一切の責任を負うものとする。

(14) 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取扱う場合、提案者は本学が定めた個人情報の取扱いに関する業務委託契約留意事項を遵守するものとする。なお、本学の了解を得て業務の一部を再委託する場合は、再委託先も同様とする。

(15) 代金の支払方法

代金は業務完了後、適法な請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

(16) その他

- ①虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とする。
- ②本企画提案に関して要した一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- ③提出された企画提案書等は返却しない。

- ④一旦受領した企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤最終的な仕様内容等については、選定した企画提案を基本とし本学と十分協議の上決定すること。
- ⑥印刷用版下は、本学教職員の大学広報等のため、全部又は一部を複製し、編集できるものとする。
- ⑦納品された写真等は、教職員が大学広報等で利用できるものとする。
- ⑧本業務に関連して知り得た事項（本学から提供した「秘密」と明記された資料等）は、他の目的での使用を禁止するものとし、第三者に開示してはならない。なお、業務の一部を委託した場合には、再委託先に対しても同様の制限を課すこととする。また、「秘密」と明記された資料等は、契約終了後に破棄し、本学に報告するものとする。
- ⑨受注者は制作にあたって著作権その他第三者の権利を使用するときは、その使用に係る一切の責任を負うものとする。

室蘭工業大学「大学案内 2027」企画案

1. 業務内容

室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務

※制作物については、仕様書に記載のとおり印刷媒体及びデータで納品すること。

2. 制作目的

室蘭工業大学「大学案内 2027」は、北海道内はもとより道外在住の高校生、高専生、予備校生などの受験生、その保護者や学校教員（以下「志願者等」という）に向けて、本学の教育・研究、学生の活動や生活（北海道、とりわけ室蘭近郊での生活スタイル）など、大学選びの参考となる情報を分かりやすく紹介し、本学志願者を増加させることを目的としている。

また、「大学案内 2027」は志願者等に加え、地域住民、産業界、その他関係機関を含む様々なステークホルダーに対して、本学の認知度向上及びブランド価値の向上を目指し、教育内容、研究内容、学修環境、就職・進学実績など、本学の強みや特色を広く発信することも目的とする。

なお、本学では女子学生の入学者確保と大学院進学者の増加に特に力を入れている。

3. 制作基本方針

本学は、令和6年4月に「真なる探究心から未来の価値づくりを。」をスローガンとした学長ビジョンを策定し、教育に関する事項として“足腰の強い理工系人材、特に「専門×情報」人材の育成と輩出”及び“大学院博士前期課程への進学率 50%”でその高度化を掲げている。「大学案内 2027」では、これが本学を表す特色であり、かつ、いかに社会から求められているかを志願者等に分かりやすく伝え、大学院進学率の向上については、学部入学前から大学院進学の価値を訴える必要がある。

また、急速な少子化が進行する現代社会においては、都市部の大学に志願者が集まる傾向がさらに高まると予想される。本学は、北海道地域においては高い認知度を保ち、道内企業、市町村との共創を積極的に推進しているが、道外での認知度は依然として低く、本学志願者を安定的に確保するためには、本学志願者の新規開拓に向けた道外認知度の更なる向上と女子学生をはじめとした多様な学生の受け入れを積極的に進めていく必要がある。本学は、2025 年度総合型選抜での女子枠の設置や、これまでの女子寮の新設・増設など女子学生を受け入れる環境整備を進めているところであり、今後志願者が増えることが予想される理系女子学生に本学の魅力を伝えることも必要である。

「大学案内 2027」は、志願者等にとって重要な情報入手媒体であるため、上述の本学が特に力を入れている事項に加えて、志願者等が知りたい情報が網羅され、かつ本学の特徴をインパクトと新鮮味のある形で表現し、それらを視覚的に訴えることで簡単に理解

できることが望ましい。

さらに、「大学案内 2027」のデザインは、北海道内外の地方工学系国公立の大学案内との差別化が不可欠であり、受験生である若者のトレンドに合わせたものを原則とする。

なお、「大学案内 2027」は、本学公式ウェブサイトへ誘導するための一媒体と位置付け、ページ数を 42 ページ（表紙及び裏表紙を含む）以内に抑えるものとする。

4. 制作期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

※「大学案内 2027」初稿完成：令和 8 年 2 月上旬

5. 構成

1) 共通

- ①表記言語は日本語を基本とし、必要に応じて英語表記を加えること。
- ②既存の資料、図版については本学が提供するが、それら以外に制作する上で必要となる資料、写真、動画、イラスト、図版等は受注者が用意すること。

2) 「大学案内 2027」

1. 「大学案内 2027」の体裁は、A4 版のフルカラーで本文 40 ページ以内とし、表表紙 1 ページ及び裏表紙 1 ページとすること。
2. 表紙及び裏表紙
 - ①大学名（国立大学法人であることを強調する）を日本語と英語の両方で表記すること。
 - ②本学のロゴマークを使用すること。
 - ③住所、郵便番号、電話番号、所在地図、本学までのアクセス図を記載すること。
 - ④本学公式ウェブサイト及び SNS（YouTube、X、Instagram、TikTok）の QR コード等を記載すること。

3. 本文

以下の事項を含むこと。

- ・現役学生（各コースから最低 2 名以上）の声

（例：1 日の生活パターン（時間割など）、学習内容、今までの学びの成果、『室工大』を選んだ理由、大学の良い場所は（各コースで質問を変える）等）

※学修と学生生活での様々な経験を通してどのような成長を遂げているかを学内外の統計データを使用し、本学の優位性を数字で表現することが望ましい。

※掲載人数は必要最低数を示したものであり、これに限定するものではない。また、撮影や取材数を限定するものではない。

- ・卒業生の声

（例：『室工大』を選んだ理由、卒業後の活躍、学生時代に大事にしたいこと等）

- ・女子学生の活躍

(例：就職での優位性、女子寮の魅力等)

※現在発行している女子学生向け冊子「YELL」は令和7年度以降制作しない。

- ・学部（授業・研究内容、取得できる資格等）の紹介

- ・研究室の紹介（研究室の概要）

※本学の全研究室を対象とするが、代表的なものを紹介し、他の研究室や詳細については本学公式ウェブサイトに誘導し、紹介する方式とすることも可能とする。
ただし、その場合は、本文で紹介しない研究室を本学公式ウェブサイトに掲載するための素材（取材・撮影等による写真、動画、文章やイラスト、図など）を提供すること。

- ・編入学の紹介

(例：編入学試験、高専出身の教員インタビュー等)

※現在発行している「編入学ガイド」は令和7年度以降制作しない。

https://www.d-pam.com/muroran-it/2413994/index.html?tm=1#target/page_no=1

- ・大学院（院価値）の紹介

(例：就職での優位性、専門性の深化、理工系大学院進学率等)

- ・キャンパスライフの紹介

(例：施設、課外活動、サークル紹介、年間行事等)

- ・数字で読み解く、室蘭工業大学

(例：就職率、大学面積、THE や QS などの各種ランキング等)

- ・地方の国立大学（室工大）あんしん進学 Q&A

(例：1人暮らしの生活費、家賃、学費、奨学金、アルバイト事情等)

※現在発行している「地方の国立大学あんしん進学 Q&A」は令和7年度以降制作しない。

<https://web-pamphlet.jp/muroran-it/2023e4/#page=1>

- ・就職先情報

(例：学科別就職率（有名企業の就職率が高い）、就職先、就活支援、インターンシップ等)

- ・国際交流の紹介

(例：海外大学との学生交流、派遣留学、語学研修等)

- ・地域情報、周辺環境の紹介

(例：北海道・室蘭の魅力、室蘭と道外は地理的に近いこと)

- ・入学者選抜方法、日程等の情報

※ 上記は必須事項とするが、掲載順は問わない。また、例示については、これに限定されるものではない。

※ 受験生などの若者のトレンドを取り入れた企画とすること。

6. 制作業者の選定

1) 審査・評価方法

複数の制作業者から企画提案書等の提出を求め、その企画提案書及び提案説明（Microsoft Power Point 等の使用によるプレゼンテーション）をもとに審査し、業務委託候補者を選定する。

2) 評価項目

1. 企画の内容と構成に関する評価 ・・・【30 点満点】
 - ・企画案の構成及び内容が盛り込まれていること
 - ・提案のコンセプトが明確に打ち出されていること
 - ・教育と研究について、本学の特徴を把握していること
2. 独創性と市場のトレンドに関する評価 ・・・【20 点満点】
 - ・提案に独創性があること
 - ・受験生などの若者のトレンドを取り入れた企画が明確に打ち出せていること
3. デザインと情報の分かりやすさに関する評価 ・・・【30 点満点】
 - ・デザイン性（レイアウト、フォント、色彩、全体の調和等）の高さ
 - ・情報が明確かつ適切に掲載されており、理解しやすいものとなっていること
 - ・主たる配付対象者となる受験生が親しみやすい内容であること
4. 提案者の適応性や実行力に関する評価 ・・・【20 点満点】
 - ・業務を円滑に遂行できる制作工程表が組まれていること
 - ・類似の案内パンフレット等の制作実績
 - ・提案に対する熱意・真剣さ
5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（厚生労働省）による評価 ・・・【5 点満点】
 - ・えるぼし認定を受けている企業へ加点する。
 - えるぼし認定 3 段階目…5 点
 - えるぼし認定 2 段階目…4 点
 - えるぼし認定 1 段階目…2 点

別添様式①

室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務
企画提案申請書

令和 年 月 日

国立大学法人室蘭工業大学長 殿

事業者名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みいたします。

記

フリガナ	
事業者名	
所在地 (本社が北海道外の場合は、 道内の営業所も併記)	〒
業種	
担当者の連絡先	担当部署： 担当者： 電 話： E メール：

室蘭工業大学「大学案内 2027」制作業務
参加資格確認書

令和 年 月 日

住所
事業者名
代表者氏名

当社は、次のとおり参加資格を満たしていることを報告します。

項目	該当する場合は○を記入 してください。
(1) 当社は、国立大学法人室蘭工業大学契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当する企業ではありません。	
(2) 当社は、「確約書」のとおり、企画提案書にて示した広報業務を実施します。	
(3) 当社は、令和7年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）で北海道地域の「役務の提供等」、又は国立大学法人室蘭工業大学における一般競争参加資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされています。	
(4) 当社は、国税及び地方税等を滞納していません。	
(5) 当社は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者ではありません。	
(6) 当社は、室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年12月16日室蘭市条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係事業者ではありません。	
(7) 当社は、北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年12月17日北海道条例第57号）第14条又は第15条に違反している事実がある者ではありません。	
(8) 当社は、貴学の経理責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。	

別添様式③

責任者及び業務従事者の管理・実施体制等証明書

令和 年 月 日

国立大学法人室蘭工業大学 殿

受注者（又は競争加入者）

住 所

会 社 名

代表者名

貴学との業務委託契約の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理・実施体制等について、下記のとおり証明します。なお、記載内容に変更のある都度、再提出します。

記

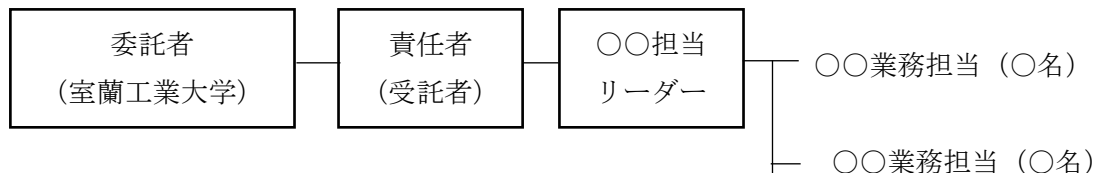
1. 責任者 部署名：

役職名：

氏名：

2. 責任者及び業務従事者の管理・実施体制

（記載例）



3. 受注者（又は競争加入者）における個人情報の管理の状況に係る検査

（記載例）

当社は、すべての事業で取扱う個人情報について、個人情報の取り扱いに関する法令・国が定める指針その他の規範を遵守いたします。また、月次で「運用確認チェックリスト」に基づく運用確認を、年次で「個人情報保護監査チェックリスト」に基づき運用管理体制の内部監査を行っております。

4. 業務履行に当たり個人情報を取扱う際には、貴学が定めた個人情報の取扱いに関する業務委託契約留意事項を遵守いたします。